## 原子力規制庁記者ブリーフィング

● 日時:令和元年10月15日(火)14:30~

● 場所:原子力規制委員会庁舎 記者会見室

● 対応:児嶋長官官房総務課長

## <本日の報告事項>

- ○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィ ングを始めます。
- ○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をさせていただきます。

まず、原子力規制委員会につきまして、(2)第36回原子力規制委員会、議題は6つございます。

議題1「日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設(STACY)の一部施設(棒状燃料貯蔵設備 II)の製作及び先行使用のための設計及び工事の方法の認可申請について(案)」。こちらは、日本原子力研究開発機構(JAEA)の定常臨界実験装置(STACY)の設計・工事方法認可に関しまして、4月16日に棒状燃料貯蔵設備、いわゆる棒状燃料の収納容器の製作と先行使用について申請があったことから、その先行使用の適切性等を委員会に諮るものです。

続きまして、議題2「日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物処理場におけるドラム缶健全性確認にかかる保安規定変更認可申請への対応について一放射性廃棄物の長期保管への対応一(修正案)」。こちらは、JAEAの原子力科学研究所の廃棄物処理場で長期保管されている、放射性廃棄物の入ったドラム缶の健全性確認等に関する作業を行うための保安規定の変更認可申請がありました。それに関連しまして、委員会でその作業を行う施設の設計・工事方法認可の必要性が指摘されたことから、本年4月から原子力機構バックエンド対策監視チームで検討が行われてきました。今回、その検討結果を委員会に諮るものです。

続きまして、議題3「原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正及びその意見募集の実施について(案) - 分かりやすさの観点からの記載の見直し - 」。こちらは7月3日の原子力規制委員会におきまして、原子力発電所の火山影響評価ガイド、いわゆる火山ガイドの記載を分かりやすくするよう指示があったことを受けまして、その改正案を委員会に報告し、意見募集の実施について諮るものです。

続きまして、議題4「眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の整備及びこれらに対する意見募集手続の実施について」。こちらは、昨年3月2日に放射線審議会から、眼の水晶体の等価線量限度について、新たな規制を求める提言がありました。これを

受けまして、関係する原子力規制委員会規則や告示の改正案を委員会に報告し、意見 募集の実施についても諮るものです。

続きまして、議題5「原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程の一部改正と委嘱について」。こちらは、原子力規制に係る全般的課題について助言を受ける原子力規制国際アドバイザー制度というのがございます。これにつきまして、安全研究についても助言を受けることができるよう規程を改正するとともに、新たに1名を委嘱することについて、委員会に諮るものです。

最後、議題6「国際原子力機関(IAEA)核セキュリティ諮問委員会(AdSec)の結果概要について」。こちらは、先週、田中委員がウィーンで開催されました核セキュリティ諮問委員会に出席されたので、その結果を委員が報告するものです。

第36回原子力規制委員会の議題は以上となります。

続きまして、その下、(3)第37回原子力規制委員会臨時会議、こちらは10月17日木曜日の17時から18時となります。

議題は「九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可に係る執行停の申し立て及び異議申立てに対する決定について」。こちらは、平成27年5月27日に決定された九州電力・川内原子力発電所の保安規定の変更認可、これに対する異議申し立てと執行停止の申し立てに関して、決定のための審理を行うものです。異議申し立てに関する審理は、従来から非公開とされております。

続きまして「審査会合、会見などについて」、1枚飛んで3ページ目を御覧ください。 上のほうにございます。10月17日木曜日、1つ飛んで(9)第785回原子力発電所の新規 制基準適合性に係る審査会合、こちらは四国電力・伊方原子力発電所3号機の設置変更 許可に関しまして、使用済燃料貯蔵施設に関する7月5日の会合のコメント回答を受け るものです。

続きまして、さらに1枚おめくりいただきまして、4ページ真ん中になります。10月21日月曜日、(15)第307回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは議題が3つございます。

1つ目は、日本原子力研究開発機構(JAEA)の原子炉安全性研究炉(NSRR)の設計・工事方法認可に関しまして、9月25日の原子力規制委員会で報告された従前の認可での申請漏れと確認された事項がございます。それ以外にさらに漏れがないか、検討を行うものです。

議題2、日本原子力研究開発機構・原子力科学研究所のJRR-3の新規制基準適合性確認に係る設工認申請について。こちらは、同じくJAEAの研究用原子炉(JRR-3)の設計・工事方法認可に関しまして、現在申請されている内容以外に補正や追加申請の必要のある事項がないか、検討を行うものです。趣旨としましては、議題1と同じとなります。

続きまして、議題3、リサイクル燃料貯蔵株式会社のリサイクル燃料備蓄センターの

新規制基準適合性についてですが、こちらはRFSの事業変更許可に関しまして、8月21日の会合で提示した審査の考え方に対しまして、事業者の検討状況について説明を受けるものです。

続きまして、(16) 第75回特定原子力施設監視・評価検討会、こちらも議題が幾つかございます。

1つ目は、東京電力・福島第一原子力発電所3号機ほかの建屋内滞留水の処理状況について、報告を受けるものです。

議題の2つ目は、3号機の燃料取扱機に関連した調達・管理の改善状況について、報告を受けるものです。

議題の3つ目は、福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編案について、説明を受ける ものです。

議題4で「その他」とございますが、この中では1・2号機排気筒の解体状況などについても報告がございます。

最後、一番下、(17)原子力規制庁記者ブリーフィング、こちらは22日火曜日が即位 の礼で祝日になるために、1日早く月曜日にブリーフィングを行わせていただきます。 よろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

## <質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっ しゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方。サイトウさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のサイトウです。

明日の規制委の議題3の火山評価ガイドの一部改正ということなのですけれども、これは見直せば分かると思うのですけれども、もう一回教えてもらいたくて、分かりやすさ、どこが分かりにくくて指摘があったのかというのと、内容自体を変えるものなのかどうか、ちょっと確認したいです。

- ○児嶋総務課長 内容自体は変わりません。より専門的な言い方とか、やや関係者しか分からないような言い方があったので、火山ガイドの規定の趣旨とか、また、審査の実務の考え方を正確に表現すると。その上、文章自体も分かりにくいところがあったので、それも日本語として正しいものに直すというような趣旨です。
- ○司会 ほか、ございますでしょうか。カワダさん。
- ○記者 朝日新聞のカワダと申します。

議題4について、もうちょっと詳しく教えてください。

○児嶋総務課長 元々、国際放射線防護委員会(ICRP)というところが2011年に公表した

勧告がございまして、その場合に、いわゆる眼の水晶体が線量限度がございますけれど も、それについて変更する勧告がございました。それを踏まえて平成30年3月2日に放射 線審議会から関係省庁に意見具申がなされて、3月14日の規制委員会で報告されていま す。

具体的には、眼の水晶体の線量限度がいろいろと幾つかあるのですけれども、主なものとしては、現在、1年間に150ミリシーベルトというのが告示で決まっているそうです。 それをもう少し厳しく、5年間で100ミリシーベルト、かつ、1年間で50ミリシーベルト 以下にするというような内容等が含まれております。

○記者 分かりました。

あと、臨時会なのですけれども、この異議申し立ての申し立て日というのはいつなのでしょうか。

- ○児嶋総務課長 異議申し立て日は平成27年7月23日になります。2つ実は異議申し立てと 執行停止申し立てがございまして、1つは23日付、1つは24日付となります。
- ○記者 ありがとうございます。

標準審理期間みたいなものはあるのでしょうか。

- ○児嶋総務課長 ちょっとそれは確認いたしますが、済みません、それは調べて後ほど回答させていただきます。
- ○記者 分かりました。ありがとうございます。
- ○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

一了一